

建築工事共通仕様書 平成 20 年 7 月

正誤表

頁	章・節・項	項目	誤	正	備考
16	1.1.26	スライド条項の適用	1 契約書第 25 <u>項</u> 第 1 項から第 4 項までの規定・・・	1 契約書第 25 <u>条</u> 第 1 項から第 4 項までの規定・・・	
49,50	1.9.5	工事材料の検査	4 数量検査 請負者は、数量検査方法について、数量検査方法が検量により行う材料の場合は、 <u>工事材料検査請求書を、出来形により行う材料の場合は、工事施工立会（検査）願を提出しなければならない。</u> なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、第 1 項に規定する手続きにより提出するものとする。	4 数量検査 請負者は、数量検査方法について、数量検査方法が検量により行う材料の場合は、 <u>工事材料検査により、出来形により行う材料の場合は、工事施工立会検査により受験しなければならない。</u> なお、いずれの検査においても、検査実施の依頼については、第 1 項に規定する手続きにより提出するものとする。	差替えファイル

注．下線部は変更箇所